

消費税転嫁対策窓口等相談事業

2014年4月の「消費税率8%」への引き上げが決定されました。

この対応は、組合等を巡る厳しい経営環境の中、中小企業組合・団体の関係の方々にとって、これまで以上に重要な取組となっています。

本会では、「消費税転嫁対策特別措置法」と「税制抜本改革法」の内容と消費税の基本的な仕組みをご理解いただくと共に消費税を円滑かつ適正に転嫁できるよう、組合員・会員等への消費税増税の影響をできるだけ軽減し、特に、消費税の転嫁及び表示の方法の決定にかかるカルテルの組成に加えて、業種に応じた転嫁のための経営戦略、企業間連携、組合間連携などについてご理解いただくために下記の事業を実施致しております。

①講習会の開催

消費税の概要や価格転嫁対策、消費税転嫁対策特別措置法の基礎知識だけでなく、今回の消費税率改定に備え、「新商品開発」「販路促進」「販路開拓」「経営革新」「事業継承」等のテーマを盛り込みながら、あらゆる角度から中小企業組合・団体の関係の方々の増税後の組織強化に役立てていただくことを目的として講習会を実施致します。

②専門家派遣・個別相談（秘密厳守・相談無料）

消費税率改定に備え、「組合としてカルテルに取り組みたい」「新商品を開発したい」「販路を拡大したい」などの相談内容に応じて、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家を派遣しご相談に応じます。

11月の予定

①講習会

平成25年11月19日（火） 午後1時30分～
奈良市三条町 「ホテル日航奈良」

平成25年11月22日（金） 午後1時30分～
大和高田市西町 「中和労働会館」

②個別相談

平成25年11月26日（火） 午後1時～4時
奈良市東向中町 「奈良県経済倶楽部」 5階

平成25年11月28日（木） 午後1時～4時
大和高田市幸町 「奈良県産業会館」 会議室5

なお、個別相談会には、事前の予約をお願い致します。

予約先 奈良県中小企業団体中央会

0742-22-3200